

豊橋市耐震等事業に係る補助金代理受領事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、申請者の初期費用の負担を軽減し建築物の耐震化等を促進するため、豊橋市が交付する耐震等事業に係る補助金の受領を当該事業の施工者等に委任すること（以下「代理受領」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる補助金)

第2条 代理受領の対象となる補助金は、次に掲げる補助金交付要綱に規定する補助金とする。

- (1) 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
- (2) 豊橋市木造住宅解体工事費補助金交付要綱
- (3) 豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱
- (4) 豊橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
- (5) 豊橋市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱
- (6) 豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
- (7) 豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金交付要綱
- (8) 豊橋市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付要綱
- (9) 豊橋市空家利活用改修費補助金交付要綱
- (10) 豊橋市空家解体促進費補助金交付要綱

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震等事業 前条に規定する要綱に係る補助対象事業をいう。
- (2) 申請者 前条に規定する補助金の申請を行う者をいう。
- (3) 受任者 申請者からの委任に基づき、補助金を代理受領する者をいう。
- (4) 事業者 対象事業の設計、工事又は撤去を申請者から直接請け負う者をいう。

(届出)

第4条 代理受領を希望する申請者は、各補助金交付要綱に規定する補助金の交付申請を行う際に、あらかじめ受任者の同意を得た上で、代理受領届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(届出の確認)

第5条 市長は、前条の規定による代理受領届を受領し、適正であると認めたときは、代理受領確認通知書（様式第2号）を申請者へ通知するものとする。

(届出内容の変更)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後に、代理受領の内容を変更しようとするときは、速やかに代理受領変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の代理受領変更届を受領したときは、その内容を確認のうえ代理受領変更確認通知書（様式第4号）を申請者へ通知するものとする。

3 前項の代理受領変更確認通知書による通知をした場合、次条において「代理受領確認通知書」とあるのは「代理受領変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(届出の取下げ)

第7条 申請者は、第5条又は前条の規定による通知を受けた後に、代理受領を取り下げようとする場合は、各補助金交付要綱に規定する補助金を請求する前までに代理受領取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定による確認通知書の通知を受けた申請者が耐震等事業の交付申請を取り下げた場合は、前項の規定にかかわらず、代理受領取下届の提出を要しない。

(実績報告時の取扱い)

第8条 代理受領を利用する申請者は、各補助金交付要綱に規定する耐震等事業の完了実績報告を行う際、事業に要した費用の総額から補助金交付決定額を控除した額（以下「自己負担額」という。）の請求書の写しを添付しなければならない。

(補助金の代理受領)

第9条 申請者は、各補助金交付要綱に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、当該補助金の請求及び受領に関する権限を受任者に委任するものとする。

2 受任者は、前項の規定により補助金の請求及び受領をしようとするときは、申請者が作成した代理受領に係る委任状（様式第6号。以下「委任状」という。）を添えて、代理受領に係る補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、受任者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

4 受任者は、受領する補助金の額に相当する額を、耐震等事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

5 申請者は、領収書の写しを市長に提出するものとする。

(紛争等の免責)

第10条 代理受領に関し、申請者、受任者その他の関係者の中で紛争等が生じたときは、当事者間において解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(利用の取消)

第11条 市長は、申請者又は受任者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(3) 法令又はこの要領に違反した場合

(4) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により代理受領の利用を取り消したときは、代理受領取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(書類の保管)

第12条 代理受領制度を利用した申請者及び受任者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。